

3水大第580号  
令和3年8月24日

愛知県環境審議会  
会長 青木 清 様

愛知県知事 大村 秀 章



愛知県における土砂等の埋立て等に関する規制のあり方について（諮問）

愛知県における土砂等の埋立て等に関する規制のあり方について、貴審議会の意見を求めます。

担 当 環境局環境政策部水大気環境課  
水・土壌規制グループ  
電 話 052-954-6225

## 説 明

令和3(2021)年7月3日に静岡県熱海市で土石流が発生しました。本県では、土砂等の埋立て等については、砂防法等の個別法や、一部市町村の条例で規制されています。また、土砂等の搬出時には、土壤汚染対策法に基づき、有害物質による汚染を確認の上、汚染が無い土砂等に限り埋立て等に使用できることとなっています。

一方、土砂等の埋立て等の行為自体については、県全体での統一的な規制はなく、また、土砂等の搬入時には、有害物質による汚染に関する規制はないことから、土砂等の崩落等が発生した場合、土砂等が飛散・流出し、生活環境に影響を及ぼす可能性があります。

こうしたことから、本県においても埋立て等に使用される土砂等に関する環境上の基準を定めるとともに、土砂等の崩落等による飛散及び流出等を防止するための規制を行うことが必要であると考えられるため、本県における土砂等の埋立て等に関する規制のあり方について、貴審議会の意見を求めるものです。

令和3年8月24日

愛知県環境審議会

総合政策部会長 榊原 秀訓 様

愛知県環境審議会

会長 青木 清

諮問事項「愛知県における土砂等の埋立て等に関する規制のあり方について」の付託について（通知）

令和3年8月24日付け3水大第580号で知事から諮問のありましたこのことについて、貴部会に付託しますので、専門的立場からの調査審議をお願いします。

担当 愛知県環境審議会事務局

（愛知県環境局環境政策部

環境政策課企画・広報グループ）

電話 052-954-6210（ダイヤルイン）